

明治期に作成された公文書の 国立公文書館等への移管の促進について

内閣府大臣官房公文書管理課

1. 取組概要

公文書管理法が適用される行政機関（563 機関）及び独立行政法人等（193 法人）に対し、平成 29 年 8 月 3 日付け事務連絡により、明治時代に作成された公文書が保存されていないか総点検を行い、明治期に作成された公文書が存在する場合には、国立公文書館等への移管の措置を取ることができないか検討するよう依頼。

2. 取組結果

平成 29 年 9 月末時点において、行政機関 6 機関及び独立行政法人等 1 法人から、明治期に作成された行政文書であって、国立公文書館等に移管可能なものが存在する旨の報告があり、移管の具体的手続きについて、今後国立公文書館等との調整を行う。